

報道関係各位

2014年7月3日

## 外国籍を有する者のトルコ入国について

2013年4月11日付官報で公示され施行された第6458号「外国籍を有する者及び国際保護法令」に基づき、2015年1月1日より査証、査証免除、または滞在許可証期間終了後、最低60日間有効のパスポート、またはパスポートと同等の効力を有する書類を所持しない者のトルコ共和国への入国は許可されないことになりました。

### 報道関係者の皆様からのお問合せ先

トルコ共和国大使館・文化広報参事官室広報代理店  
株式会社マイルポスト 担当：松本、斉藤（麻帆）  
TEL: 03-5275-2461 / FAX: 03-5275-2467  
Email: [turkey\\_pr@milepost.co.jp](mailto:turkey_pr@milepost.co.jp)